

事 務 連 絡

平成 27 年 1 月 16 日

様

松阪市総務部総務課

課長 中西 雅之

公文書公開決定通知書の送付及びコピー料金等の請求について

平成 26 年 12 月 31 日付(平成 27 年 1 月 5 日受付)でご請求いただきました公文書公開請求に対する決定通知書及び 納入通知書兼領収書を別添のとおりお送りいたします。

つきましては、下記により振り込んでいただきますようお願いいたします。

なお、請求金額の納入が確認でき次第、公文書の写しを郵送させていただきます。

記

1	ご請求金額	一金	5,800円 也
		内訳：コピー料 493 枚×10 円	4,930円
		郵送料	870円
2	納入期限	平成 27 年 2 月 16 日	

3 お支払方法

同封の納入通知書兼領収書(3枚つづきを切らずに)にて金融機関で振り込んでください。なお、松阪市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関からの振込みは、手数料が不要です。

(株)第三銀行、(株)百五銀行、一志東部農業協同組合、松阪農業協同組合、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)三重銀行、(株)中京銀行、三重信用金庫、東海労働金庫、(株)みずほ銀行の本店及び各支店

(株)りそな銀行津支店及び三重県信用漁業協同組合連合会本店

上記以外の金融機関からの振込みは、手数料が必要となります。

担当

文書情報公開係

Tel 0598-53-4055

Fax 0598-22-1522

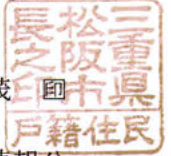
様式第4号（第3条関係）

公文書部分公開決定通知書

14松戸住第000965号01
平成27年1月16日

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■様

三重県松阪市長 山中 光茂



平成26年12月31日付で請求のありました公文書の公開については、松阪市情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定しましたので通知します。

公開請求に係る公文書の内容	平成25年（家）第485号、平成25年（家）第911号 平成26年（ラ）第127号に関連する一連の資料等
実施機関が特定した公文書名	別紙のとおり
公開の方法	1 閲覧 2 視聴取 3 写しの交付 4 写しの郵送
公開の日時	平成27年1月16日 午前 4時30分 午後
公開の場所	1 総務課 文書・情報公開係（市役所第1分館1階） ② その他（郵送）
一部を公開することができない理由	松阪市情報公開条例第8条第1号 該当
公開できるようになる時期	
事務担当課（室）等	環境生活部 戸籍住民課（電話0598-53-4052）
備考	

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、松阪市長に対して異議申立てすることができます（行政不服審査法）。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に松阪市長を被告として取消訴訟を提起することもできます（行政事件訴訟法）。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 当日都合が悪いときは、あらかじめ総務課文書・情報公開係（Tel.0598-53-4055）又は請求を出された地域振興局地域振興課まで連絡してください。

公開文書一覧

平成25年(家)第485号 市町村長処分不服申立事件 求意見

平成25年(家)第485号 市町村長処分不服申立事件に対する意見書

8~12

平成25年(家)第911号 市町村長処分不服申立事件 求意見

平成25年(家)第911号 市町村長処分不服申立事件に対する意見書

8~12

平成25年(家)第911号 市町村長処分不服申立事件 審判

即時抗告申立書

抗告理由書

平成25年(家)第485号 市町村長処分不服申立事件終了通知書

平成26年(ワ)第127号 市町村長処分不服申立審判に対する即時抗告
(原審・津家庭裁判所松阪支部平成25年(家)第911号) 決定